

< 諮問（１） >

■ 国民健康保険税賦課限度額の改正について

1 目的

- ・ 国民健康保険では、高所得者層に対する保険税負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険税負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。
- ・ 令和 6(2024) 年 3 月 30 日に地方税法施行令が改正され、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が 22 万円から 24 万円に引き上げられました。
- ・ この引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担緩和を図ることができるため、那須塩原市国民健康保険税条例においても同様の改正を行うものです。

2 概要

- ・ 令和 7(2025) 年度における賦課限度額について地方税法施行令の基準どおり、後期高齢者支援金等分を 24 万円に改正します。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
改正前 (A)	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円
改正後 (B)	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
差額 (B) - (A)	0 万円	+2 万円	0 万円	+2 万円

3 スケジュール

- (1) 令和 6(2024) 年 11 月 19 日：那須塩原市国民健康保険運営協議会へ諮問
- (2) " ：那須塩原市国民健康保険運営協議会から答申
- (3) 令和 7(2025) 年 2 月：市議会に那須塩原市国民健康保険税条例改正案を上程

< 報告（１） >

国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

1 概要

- ・ 職員の人事異動に伴う人件費の過不足調整、令和５年度決算に伴う繰越金の整理、国・県支出金等の精算に伴う返還及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に要する経費について、予算措置を行ったもの。

2 予算総額

区分	予算総額
補正前予算額	118 億 6,067 万 7,000 円
補正予算額（第２号）	8,922 万 7,000 円
補正後予算額	119 億 4,990 万 4,000 円

3 内容

(１) 歳入

○繰入金

- ・ 職員給与費等繰入金（一般会計繰入金）：▲846 万 1,000 円

○繰越金

- ・ その他繰越金：8,410 万円

○諸収入

- ・ 一般療養の給付等還付金（過年度分）等：1,358 万 8,000 千円

(２) 歳出

○総務費

- ・ 職員給与費：▲891 万 2,000 円
（職員の異動に伴う人件費の減額）
- ・ 県連合会負担金：+45 万 1,000 円
（マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修負担金）

○保健事業費

- ・ 特定健康診査等事業費：+250 万 9,000 円
（国・県支出金の精算に伴う返還金）

○基金積立金

- ・ 財政調整基金積立金：+3,074 万 6,000 千円
（基金原資積立）

○諸支出金

- ・ 償還金：+2,820 万 3,000 円
（国・県支出金の精算に伴う返還金）
- ・ 一般会計繰出金：+3,623 万円
（一般会計繰入金の精算に伴う返還金）

■後発医薬品の供給不足問題における行政の取組について

1. 厚生労働省の取り組み

後発医薬品の安定供給は、国民の健康を守る上で非常に重要な課題であり、多角的な取り組みが求められています。

1 検討会の実施

- ・後発医薬品の安定供給に関する課題を多角的に検討し、より良い産業構造の再構築を目指した検討会を定期的に開催しています。

例：後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会

2 情報公開の推進

- ・各企業が安定供給体制に関する情報を公表し、医療機関が適切な医薬品を選択できるよう支援するためのガイドラインを策定しています。

例：後発品の安定供給に関連する情報の公表等に関するガイドライン

3 制度の整備

- ・医薬品供給の状況を把握し、早期に対応するための仕組みを整備しています。

例：医薬品流通情報の把握

4 生産要請

- ・必要に応じて、製薬企業に対して生産量を増やすよう要請します。

5 業界との連携

- ・製薬企業や医療機関など、関係者と連携して安定供給体制の構築を進めています。

例：医療用医薬品の安定確保に関する関係者会議

6 指針の策定

- ・後発医薬品の安定供給において、政府、製薬企業、医療機関が一体となって取り組むための指針を策定しています。

例：安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ

2. 栃木県の取り組み

栃木県保健医療計画（８期計画）に基づき、医薬品製造所等に対する監視指導の一層の強化を図っています。

< 報告（2 - ②） >

■ 国保に加入している外国人の方への支援について

1. 那須塩原市国民健康保険における外国人の方の被保険者数

令和6年11月11日現在の本市の国民健康保険被保険者数は24,537名で、そのうち、外国人の方は625名です。

2. 国保に加入している外国人の方への支援について

市として、医療機関向けの支援は現在のところ行っておりませんが、外国人の方への支援として、外国人相談窓口の開設や外国人生活ガイドブックの配布を行っています。

①外国人相談窓口

在住外国人が日常生活を営む中で直面する生活に関する様々な問題に対する相談を受けています。

②外国人生活ガイドブック

医療機関のかかりかたや外国語で診療が受けられる医療機関などを記載しています。